

生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 保険業法施行令第一条の七第四号の規定に係る規制の特例措置

認定新技術等実証計画に従って、保険事業の保険者及び保険契約者に対し、新技術等を提供し、かつ、当該保険事業に係る再保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合には、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第十八項に規定する少額短期保険業者の引き受ける当該再保険契約に係る再保険は、保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第一条の七第四号に掲げる再保険に該当しないものとする。

（第一条関係）

第二 附則

この政令は、公布の日から施行すること。

（附則関係）